

# ○津山工業高等専門学校受託研究取扱規程

昭和60年11月7日  
規程第7号

改正 平成元年6月28日規程第10号 平成9年10月1日規程第10号  
平成21年8月25日規程第29号 平成25年3月27日規程第7号

(趣旨)

**第1条** この規程は、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規程で「受託研究」とは、本校において外部から受託を受けて本校教員（以下「研究者」という。）が公務として行う研究で、これに要する経費を受託研究の申込者（以下「委託者」という。）が負担するものをいう。

(受入れの原則)

**第3条** 受託研究は、本校の教育研究上有意義であり、かつ、本校の教育研究に支障が生じるおそれがないと認められる場合に限り行うことができる。

(受入れの条件)

**第4条** 受託研究を受入れようとする場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することができないこと。
  - (2) 受託研究の結果、工業所有権等（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）の権利が生じた場合には、これを委託者に無償で使用させ、また、譲与する事ができないこと。ただし、国以外の者から委託を受けて行った研究については、研究交流促進法第7条に基づきその成果に係る国有の特許権又は実用新案権の一部を、当該国以外の者に譲与することができること。
  - (3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、委託者に対しこれを返還しないこと。
  - (4) 天災その他やむを得ない事由により受託研究を中止し、又は、その期間を延長する場合においても、委託者の損害に対し本校はその責任を負わないこと。
  - (5) 委託者は受託研究に要する費用を、当該研究の開始前に、本校出納命令役の発行する請求書により、納付しなければならないこと。
- 2 委託者が国の機関もしくは公社、公庫、公団等政府関係機関又は地方公共団体である場合には、契約担当役と協議の上前項第3号及び第5号の条件を付さないことができる。

(受託研究経費)

**第5条** 受託研究を受入れるに当たって委託者が負担する額は、謝金、旅費、研究支

援者等の人件費、設備費、消耗品費及び光熱水料等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）並びに受託料とし、受託契約において受託研究費用を定めるものとする。

- 2 前項の場合において、受託研究等の内容が変更されたときは、受託研究費用を増加又は減少することができる。
- 3 間接経費は、原則として、直接経費の30%に相当する額を徴収するものとし、委託者が間接経費の率についてこれと異なる率を定めているときは、本校と別途協議し定めるものとする。ただし、委託者が国（国から補助金等を受け、その再委託又は再々委託により研究を委託する者を含む。）であって、間接経費の率について指定があるときは、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するもののうち、校長が真にやむを得ないと認める場合に限り、直接経費のみを受け入れることができるものとする。
  - 一 委託者が国、特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体から補助金等を受け、又はその委託により本校に研究を委託する者であって、間接経費が措置されていない場合
  - 二 国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体であって、財政事情により間接経費が措置されていない場合
  - 三 従前より直接経費のみを受け入れていた研究課題で、継続して受け入れる場合
  - 四 委託者とインターンシップや共同教育等を行う場合に限り、特別な配慮を真に必要とする場合

**第6条** 委託者は、受託研究申込書（別紙様式第1号）を校長に提出しなければならない。

（受入れの決定）

**第7条** 受託研究の受入れは、本校運営会議の審議に基づき校長が決定する。ただし、第5条に該当する場合には、あらかじめ協議し、同意を得た後に決定するものとする。

- 2 校長は、前項の決定に当たっては、あらかじめ研究者及び研究者の所属する学科長の意見を徴するものとする。

（受入れ決定の通知）

**第8条** 校長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究受入決定通知書（別紙様式第2号）により、委託者に通知するとともに、本校契約担当役に通知するものとする。

（契約の締結等）

**第9条** 契約担当役は、前条の通知を受けたときは、別に定める受託研究契約書により、委託者と契約を締結するものとする。

- 2 契約担当役は、前項の契約を締結したときは、校長、出納命令役及び研究者の所

属する学科長を経て研究者に通知するものとする。

(受託研究の変更等)

**第10条** 研究者は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに校長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 校長は、前項の報告により、受託研究の遂行上やむを得ないと認め、これを中止し、又はその期間を延長することを決定したときは、契約担当役及び研究者の所属する学科長を経て研究者に通知するものとする。

(受託研究の完了報告)

**第11条** 研究者は、当該研究が終了したときは、受託研究完了報告書(別紙様式第3号)を学科長を経て校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の報告を受けたときは、これを確認の上、契約担当役に通知するものとする。

3 契約担当役は、前項の通知に基づき、受託研究完了報告書(別紙様式第4号)により、委託者に通知するものとする。

(研究成果の公表)

**第12条** 研究者は、受託研究の成果を公表するときは、校長の承認を経て行うものとする。

(雑則)

**第13条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は校長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、昭和60年11月7日から施行する。

**附 則** (平成元年6月28日規程第10号)

この規程は、平成元年6月28日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

**附 則** (平成9年10月1日規程第10号)

この規程は、平成9年10月1日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

**附 則** (平成25年3月27日規程第7号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。